

府中市情報公開・個人情報保護審議会会議録
(令和3年度第1回)

1 日 時 令和3年11月9日(火)
午前10時15分から正午まで

2 場 所 府中市役所北庁舎3階第1会議室

3 出席者

(1) 委員 片山 正明
加藤 隆之
木野 貴夫
佐伯 ヨシ子
堺 美佐子
佐々木 秀智
部谷 真起子
三浦 信宏
水野 洋子
棕田 實

(2) 市職員 生活環境部地域安全対策課長 古田 実
生活環境部地域安全対策課安全係長 宮坂 啓介
福祉保健部障害者福祉課長 山田 英紀
福祉保健部障害者福祉課長補佐 古田 裕樹
福祉保健部障害者福祉課サービス支援担当主査
大塚 龍
福祉保健部健康推進課長 横道 淳子
福祉保健部健康推進課長補佐 矢野東 寛恭
子ども家庭部子ども家庭支援課長 向山 昇剛
子ども家庭部子ども家庭支援課長補佐 石田 淳子
都市整備部公園緑地課長 轟 陽

都市整備部公園緑地課長補佐

須田 茂也

(3) 事務局

政策総務部広報課長

梶田 斉邦

政策総務部広報課課長補佐

高橋 清和

政策総務部広報課広聴担当主査

隅内 裕

政策総務部広報課広聴担当主任

吉本 貴彦

4 議 題

(1) 会長及び職務代理者の選出について

(2) 収集禁止事項の収集について (審議事項)

(3) 個人情報取扱事務届出の一覧について (報告事項)

(4) 前回諮問事項に係る状況等報告について (報告事項)

(5) その他

5 議事要旨 別紙のとおり

令和3年度第1回 府中市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

（資料確認、開会挨拶については省略します。
議題の（1）については、会長として加藤隆之委員が選出され、
職務代理者として佐々木秀智委員が指名されました。）

（会長） 議題（2）の審議事項のうち、ア、収集禁止事項の収集のうち、「医療的ケア児支援推進事業」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

（広報課長補佐） それでは、お配りいたしました令和3年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会資料に基づきましてご説明させていただきます。初めに、見出し、2ページの「個人情報の取扱いについて 諮問」をご覧ください。諮問書を朗読させていただきます。

---（諮問書の読み上げについては省略します。）---

（広報課長補佐） これからご審議いただきますのは、本市の個人情報を取り扱う事務において、収集禁止事項を収集することの可否についてでございます。

初めに、3ページの、資料1「諮問事務一覧表」を御覧ください。

収集禁止事項を収集する事務として、「医療的ケア児支援推進事業」、「支援対象児童等見守り強化事業」、「新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者支援事業」をご審議いただきます。

次に、45ページをお願いします。「府中市個人情報の保護に関する条例」、第8条を御覧ください。こちらの条文は、個人情報の収集の禁止について定めたもので、思想等の内心に関する事項、社会的差別の原因となるおそれがある事項、犯罪に関する事項、及び病歴その他心身に関する事項。これらについては不適切に取扱われた場合に、本人に不安や苦痛を感じさせる程度が大きい、もしくは本人の権利利益を侵害する可能性があると考えられることから、法令等に定めがあるとき、または本審議会の意見を聴いて、職務執行上特に必要であると認められたときを除いて、実施機関が当該個人情報を収集することを禁止するものでございます。本件は、この規定により本審議会にご意見を頂きたく諮問するものでございます。

それでは、1つ目の「医療的ケア児支援推進事業」につきましてご説明させていただきます。4ページにお戻りください。この事業は、医療的ケア児における支援課題に対応するため、本市の現状をできる限り正確に把握する必要があることから、その手段として医療的ケア児の実態把握を目的とした調査を行うものであり、その調査に当たって対象者の心身に関する情報を収集することが、府中市個人情報保護

に関する条例第8条の収集禁止事項に該当するため、収集の可否を諮問するものでございます。

3ページにお戻りください。N . 1の「医療的ケア児支援推進事業」の収集する禁止事項の対象となる個人の範囲は「事業利用者」で、収集する収集禁止事項は「手帳種別、病名、身体機能の状態、医療的ケアの種類」でございます。これらを収集する理由は「医療的ケア児の実態把握に向けて調査を行うため」でございます。収集禁止事項の収集の可否につきまして、ご審議いただきますようお願いいたします。

なお、本事務につきましては、協力の同意を得られた方を対象に、二次調査の実施も検討しており、実施に当たっては本審議会への諮問をすることを予定しております。

(会長) ありがとうございます。それでは、この医療的ケア児支援推進事業の件につきまして、委員の皆様方からご意見、ご質問等をお願いいたします。

(委員) こちらの事業は、この4ページの3の「事業概要」の3段落目に書いてあるのは、今年の9月に施行されたこの法律に基づく事業ということになるのでしょうか。また、この収集する情報、子どもに関わる情報を取り扱う人たちというのは、どういった範囲なのでしょうか。この2点をお願いします。

(障害者福祉課サービス支援担当主査) 事業の根拠でございますが、医療的ケア児支援法を直接、根拠としているわけではございません。こちらの実態調査を通して支援を組み立てていくことで、医療的ケア児支援法が目指している各自治体や学校保育所の責務を担うための施策展開につながっていくものと考えておりますので、直接的な根拠ではございませんが、こちらの法律の実現を目指すために行うものでございます。

(委員) それは市で独自にやる。

(障害者福祉課サービス支援担当主査) 市で独自にやるものでございます。また、2点目の、取り扱う範囲でございますが、こちらは市の職員が調査から収集まで全て行いまして、医療的ケア児連携推進支援会議に、個人情報全て除いた形で、統計情報としてお出しする予定でございます。

(委員) ありがとうございます。

(会長) 他に、いかがでしょうか。

では、すみません、私から。大体何人位いる見込みかということと、あと、具体的な施策はどういうものを考えていらっしゃるか、教えていただきたい。

(障害者福祉課
サービス支援担当
主査)

まず人数でございますが、医療的ケア児につきましては、全国で推計約2万人とされてございます。東京都では大体2,100人ぐらいとなっておりまして、児童の人口規模でいうと、府中市では約50人と考えております。

しかしながら、我々が今関わっている方の中では、既に50人以上いらっしゃるのと、医療的ケアのみの方だと、市がどうしても把握していない方が多数いらっしゃるものと考えておりますので、50人から100人ぐらいではないかと思っております。

具体的な施策でございますが、こちらは医療的ケア児に関しましては、現在使える資源、利用できる施策というものがほとんどないような状態でございます。その中で、こちらで収集した、第一次調査は、実数把握という形で、どのくらい人数がいるのか、どのくらいの医療的ケア児がいるのかということ把握することを目的としているのですが、それを基に来年度、二次調査というものをやる中でニーズを把握していき、そのニーズを把握した中で障害者福祉部門や保育部門、教育部門において、こちらのニーズを取り扱うものになります。また、具体的な話というところまで進んではおりません。

(会長) 現在、やっている政策も入っているのですか。具体的には。

(障害者福祉課長) 施策につきましては、このようなニーズを把握することによって、今回の医療的ケア児の新たな手法で、最終的には子どもたちを受け入れる体制をどのように整えていくのかということにつなげていくことが、最終的な段階には、そこを考えていかなければならないかなと考えております。

また、医療的ケア児につきましても、現在、かなり活動範囲が様々な障壁によって制限されていることから、今後こういった資料、また方向性やニーズを把握したことによって、市が中心となって事業者と共有して、できるだけ医療的ケア児の活動範囲を広げたり、受け入れ先をできる限り広げたりという施策につなげていきたいと考えております。

(会長) ありがとうございます。他に、何かありますか。

(委員) このデータの管理といいますか、取扱いですけれども、一応、期限があるのですかね、2年間とか3年間とか。それとも、継続的に調査をしていくというお話でしょうか。

(障害者福祉課
サービス支援担当
主査)

こちらの調査につきましては、単年度で考えてございまして、こちらの調査票の管理は、文書管理に従いまして、3年保存をしております。

(委員) その後、また継続、今、二次調査まで書いてありますけれども、継続する場合は、また審議会にかけるといことですか。

(障害者福祉課サービス支援担当主査) また改めて調査を行う場合は、こちらの審議会のほうにお諮りさせていただきます。

(委員) 了解しました。

(会長) 他には、いかがでしょうか。

これは、ちょっと聞くのは酷かもしれないのですけれども、個人情報保護法の8条の収集禁止規定があって、それで審議会の意見を聞いたときは、収集してもいいですよという規定になっているじゃないですか。これと同意の関係は、どうなっているのですか。同意をとる必要ってあるのですかね、ないのですかね。同意をとれば、変な話ですけども、逆に審議会を通す必要ってどうなのでしょう。どうでしたか。これは前も議論になったような。これは、同意があってもってはいけないのですよね。

(広報課広聴担当主査) 今、頂きました収集禁止事項の規定につきましては、個人情報の中でも、こちらに列記させていただいているような機微な情報につきましては、本人同意がある、なしというところには特段影響せずに、法令に定めがない場合については、審議会に意見を頂くという規定になってございます。

(委員) 整理すると、ここで一応このような調査票を配りますということ審議会に諮って、それが認められれば、このような事業者に配って、その後、回答する人というのはもう同意したとみなすという流れですよ。

(広報課広聴担当主査) おっしゃっているとおりでございます。

(会長) 他には、いかがでしょうか。

(委員) すみません。この調査の対象者ということなのですけれども、これを5ページのところの今後の予定を見ると、調査票を医療機関とか訪問看護ステーションに配布して収集ということなのですけれども、そうすると、誰に調査を依頼するかというのは、医療機関とか訪問看護ステーションが決める、判断することになるのでしょうか、実際は。

(障害者福祉課) 医療的ケア児につきましては、こちらでは把握をしていないため

サービス支援担当
主査) に、普段から関わっている医療機関や訪問看護ステーションを通して、こちらの調査票をお渡ししていただくことを想定してごさいませ
す。

(委員) 誰に渡すかは。

(障害者福祉課
サービス支援担当
主査) そちらの訪問看護ステーション等で選んでいただくことになりま
す。

(会長) 他には、いかがでしょうか。

(委員) すみません。今のことに関連でよろしいですか。どこから聞いてい
こうかと思いがらいたのですが、このような困難な子どもたちの実
態把握というのは、非常に難しいことだろうなということは想像でき
ます。民生のほうで関わっていても、この地域にこのような方がいた
のかと思うことがよくあることでありますし、それは乳児にしても関
わる大人の問題でもあるのですけれども。どんな場合でも、例えば不
登校の子とかそういうことをおっしゃる方でも、現実とこういった統
計の中で大きなずれがあるとは思いますが。親のほうもどこに関わっ
ていいか分からないというところが結構あると思います。助けをどこに
求めるかということですね。そういう意味で、今、この訪問看護の方
が乳児健診にいらしていない方に、訪問看護の形で実際に行くとか、
ここにこういう方が住んでいるとか、そういうことを、やはり具体的
につかんでいく手立てをとらないと、実態把握というのは難しいので
はないかと思いがらいたのですが、本当に大変だとは思いますが、ぜひそ
ういうところまで手を伸ばしてほしいなと思っております。

(会長) 他には、いかがでしょうか。

これは私の個人的な感想で言うのですけれども、連絡協議会みたい
なところで、個人情報をおっしゃっているのですけれども、5
0人程度では、恐らく把握されてしまう可能性が高いですよ。実
際、メンバーの方は、そういう分野で活動されている方ですので。私
個人の意見では、そこまで個人情報を守る理由が分からないのです。
やはり個人名があるから、ああ、この方はこういうことがあったと、
ほかの情報と結びつくことは多くあるわけです。こういったことを本
気でやろうと思っているときに、その連絡協議会にまで伏せなくては
いけない、統計的にしかデータを出さないということが本当にプラス
かどうかは、いま一度考える必要があるのではないかなと思うので
す。何でも個人情報を隠せば、何かすごく優れたことのような、そう
いう誤った認識が今、コンプライアンスなどという形で、世界でも言
われていますけれども、私はその点は間違いだと思っております。そこ
はいま一度考えてみていただいた方が良く、利用できる場面ではやは

り利用して、みんなで議論を活性化させていただいたほうが良いのかなと思います。

ただ、委員の方がおっしゃってくださったように、何に使うのかというのは、市が一体何ができて、できないのかということをもう少し具体的に言っていただかないと、どうなのだろうという気持ちも半分あります。良いことをやろうとしているというのは分かるのですけれども。だから、まずは実態を把握してというのはよく分かるのですけれども、それをどう本当につなげていくのかというのは、もうほとんど1対1ベースになってくると思うのですよ、人数的に。そうすると、1対1で具体的にどういったことができるかと考えなくてはいけなくて、大変だと思うのですけれども、そうすると、なおさら個人情報逆を隠していくのが難しいのかなという気はします。だから、敢えて出さないと云わなくてもいいのではないかなと思ったのです。連絡会議とかでも出しませんというのは、そこまでやる必要はあるかなと。ましてや同意をとるのですよね。この6ページの一番上のような。本人がそういうことを望んでいるのであれば、むしろ、何をしてくれるのか市のほうで考えてくださいという方だと思うのですよ。お互いの意思が一致しているような気がしますので。そういうこともあるかなと。

(委員) いいですか。今の件ですけれども、この審議会の目的で、この目的は、個人を指導するために情報を集めるという話ではないですよね。今のお話は、個人を指導するために公開したほうがいいかもしれないというお話をしていますか。そのように聞こえるのですけれども。

(会長) いやいや、支援ですよ。

(委員) 支援でも何でも、個人を特定して、その人を支援するためにこの情報を使いましょうという話ではないと理解していますけれども、そうではないですか。

(会長) そこがよく分からないのです。つまり50人程度しかいないわけですよ。50人程度を対象にして、統計といっても、結局、名前が割れてしまうわけですよ、連絡協議会のほうには、恐らく。割れる人には割れてしまう。結局、そのぐらい人数が少ないと、個別に対応していかないと、難しいのではないかなという気がするのですよね。施策とは何だろうということなのですよ。施策一般だったら、もちろんデータでこういったことをやりましょうということは恐らく言えると思うのです。

(委員) この審議会は、個人情報をどう管理してどう指導していくか、この情報を使いますという話だったら、そこで議論すればよろしいかと思うのですが、そうではなくて、これは全体的な施策と条例を整備し

たりするときに使うというお話であれば、今言ったのはちょっと踏み込みすぎだという気がします。そうしたら、ここでは無理ではないですか。判断できなくなってしまう。

(委員) 私もそこは2つに分けて、今回のこの基礎的な調査という話と、それぞれの方のケアは、また別で考えたほうが。ここで今すべきはそういう案、あくまでも表に書いてある実態把握調査をやれるかどうか、こういう条例に基づいてやれるかどうかというのを審議するとしたほうがいいのかなと。

(会長) でも、そうだったら、その施策の内容が具体的じゃないのに、実態だけ把握したいからデータをとりますということについて、はっきり「はい、そうですか」と通常は言えないですよ。機微情報の収集になるのだから。本来は、施策がこういったもので、具体的にこうするという提示があるから、それならば収集してもいいですとなるわけですよ。だから、その点がよく分からないため、ちょっと本音は難しいと言っているのです。結局は、そのように個々にフィードバックされていくのではないですかと申し上げているのです。そうしない施策というのは一体何ですかと聞いているところです。

(委員) ちょっと確認します。先ほど私が言った問題、そういうことがあるので、だからデータの保管期間は何年間ですかと確認したのです。3年間で破棄されるということであれば、そういう情報は使わないという意味だろうと思いました。そうでなくて、もし指導に使うとすれば、その対象者が亡くなるまでの間、ずっと管理するという形になりますので、全く違うような気がするのですが。違いますか。

(会長) いや、そこは市の側に聞いてくださいということです。

(障害者福祉課
サービス支援担当
主査)

こちらの調査につきまして、一次調査と二次調査と分けて行うことを想定しているところではございますが、医療的ケア児の家族にご協力いただく中で、医療的ケア児のご家族はなかなか日々大変な生活を送られているので、我々が想定している施策反映のためのニーズ調査となると、今考えているだけでも10ページ以上の詳細な調査を考えております。最初からそれを渡してしまうと、恐らく協力していただける方が少ないだろうということで、今回はまず実数を把握するための一次調査として、本当に簡易的な、本当に人数を知るための調査というところに重きを置いています。なので、施策反映については来年度実施する予定の二次調査の中で、具体的なニーズを聞き取ったうえで行うように考えてございます。連携会議の中で委員の方々からそういった意見がありまして、2段階に分けて行うことを考えてございます。なお、連携会議の中には、我々障害者福祉部門のほかにも、保育部門、教育部門、また民間の方々、医療機関の方々、様々な方がい

らっしゃいますので、そちらでそれぞれが施策を組み立てるために、そちらの情報を持ち帰っていただければと思っております。

(障害者福祉課長) 1点補足をさせていただきたいと思っております。今、議論いただいている中で、一次調査につきましては、今、お答えしましたとおりでございます。市としては何がしたいのかということ、現状ではまだ新法が成立して間もない状況なのですが、イメージ的に言いますと、やはりニーズを把握するには、会長がおっしゃったように、そのニーズを把握するまでに至ったときには、本当にこの審議会を改めてかけるかどうか、今ご意見を頂戴した中で、事務局でよく相談し、次の第二次調査について、ここでお諮りするかどうかは、しっかりと議論をさせていただきたいと思っております。

今のところ想定することを具体的に言いますと、この新法でポイントになっているのは保育園とか小学校で、その体制を敷いて、医療的ケア児を受け入れることを、基本的にはしっかりと対応しなさいということで強く踏み込んだものになっておりまして、合理的配慮の範疇を超えて、しっかりと受け入れ体制を整えなさいという踏み込んだ新法になりましたので、今回、一次調査で状況を把握した中で、二次調査については、そういった体制を整えた場合には、一般の小学校、中学校、もしくは保育園に通わせることのニーズ調査等が、当然入ってくるものと考えております。

こうなった場合には、その調査を基に、そのときにはもう個々は、それを自治体に希望しているということであれば、それは個人情報の取扱いに当たってそれを収集することが、この審議会にかけることが妥当なのかどうかを、しっかりと事務局と議論させていただきたいと思っております。

(会長) 分かりました。そうしますと、恐らくその二次調査のものがすごく重要で、色々な支援、ほかの課にも提供することや、場合によっては第三者の機関、市役所外にも提供しないと無理ではないですか。だから、そこはある程度詰めていただいて、何となく利用の全体像が見える形で審議会にかけていただいたほうが、この件は結構安全だという気がするのですよね。やはり通常の医療案件、統計データと意味が違ってしまいますので。十分注意していただいて、今回についてはよく分かりました。

私としては承認ということで、皆さんに仰ぎたいと思っております。委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長) それでは、承認ということでお願いします。

続きまして、今度は同じく収集禁止事項を収集の「支援対象児童等見守り強化事業」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(広報課長補佐) 続きまして、N . 2の「支援対象等見守り強化事業」の収集禁止事項を収集する事務についてご説明させていただきます。

8ページをお願いします。この事業は、「子どもの見守り強化アクションプラン」の一環として、要保護児童対策地域協議会が対象とする支援対象児童等の見守り体制の強化を図るものであり、実施に当たって当該児童の居宅を訪問し、生活状況や心身に関する情報等を収集することが、府中市個人情報保護に関する条例第8条の収集禁止事項に該当するため、収集の可否を諮問するものでございます。

3ページにお戻りください。N . 2の支援対象児童等見守り強化事業の収集する収集禁止事項の対象となる個人の範囲は、「府中市要保護児童対策地域協議会が対象とする支援対象児童等及びその世帯に属する者」、「市に居住する者で、教育・保育を利用していない年少から年長までの齢に相当する児童及びその世帯に属する者」、「その他市が状況の把握を必要と認める者」でございます。なお、収集の対象となる個人の範囲のうち、「府中市要保護児童対策地域協議会が対象とする支援対象児童及びその世帯に属する者」につきましては、児童虐待防止法及び児童福祉法の規定により、関係機関への通告や情報共有が義務づけられており、府中市個人情報の保護に関する条例第8条における「法令等の定めがあるとき」に該当すると考えられますが、その他の対象者についてはこれに該当しないため、心身に関する情報の収集に当たっては、本審議会にその可否を諮問する必要があると捉えております。

収集する収集禁止事項は、「子どもと親の既往症、子どもと親、兄弟の障害の有無」、発達障害などを含みます。収集禁止事項を収集する理由は、「支援を進める上では、悩みや困りごとなどの原因を把握する必要があり、課題解決には欠かせないため」でございます。

収集禁止事項の収集の可否につきまして、ご審議いただけますようお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。そうしましたら、委員の皆様方からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員) よろしいですか。資料の14ページ以降にあるのが委託契約の書類になると思うのですが、これについて説明していただきたいのですが、こちらの概要といえますか。これはどういう流れでこういう資料がついているのか。

(子ども家庭支援課長) 契約書の件につきましては、本事業を進めるに当たりまして、様々な遵守事項がございますので、その遵守事項をまずは守っていただくということでございます。

また、この事業を進めるに当たりまして、支援対象となる子どものいる家庭を訪問するわけですが、そこで個人情報の収集ですと

か、それから生活状況の困難さ、それから実際何にお困りになっているかということなどを収集するに当たりまして、委託する事業者につきましては、現在、社会福祉協議会になりますけれども、社会福祉協議会と協議を進める中で、事業を進めるに当たっての契約事項ということで示させていただいております。

また、後半につきましては、個人情報の取扱いに関する条件がございますので、こちらを遵守していくという感じで添付しております。

(会長) ありがとうございます。

(委員) すごく丁寧でありがたいなと思うのですが、この恐らく額が入った委託契約のやつは、我々審査もできないので、逆にこんな額でしているのかという議論になりかねないので外していいと思うのです、お金の部分は。実際どういう契約で、特にこの個人情報保護審査委員会だと、個人情報保護の契約の部分はこうなっていると、そういったことが明らかになればいいので。こうなっているのだとよく分かってすごくいいのですが、やはり14ページとか20ページは、なくてもいいのかなと。でも、参考にはなります。ありがとうございます。

(委員) 社会福祉協議会に委託しているということだと思うのですが、当然のように、この事業者自体が個人情報を扱う資格はあるという認識でよろしいでしょうか。

(子ども家庭支援課長) 先ほど申し上げた契約事項にもございますとおりで、個人情報の保護に関しては十分注意していただきたいということで契約をさせていただきましたので、取扱いに関しては十分していただける事業者として考えております。

(委員) 分かりました。

(会長) 府中市は、別に特にPマーク取得とか求めていないですよ。相手方の事業者に対して。Pマークを持っているかということについて。

(広報課広聴担当主査) プライバシーマークの取得を求める場合ですとか、どこまでの事業者さんをお願いをするかというのは、その案件によって変わっているというのが実情でございます。

(会長) では、求める事業もあるのですか。

(広報課広聴担当主査) 今、私が知る限りですと、例えば情報セキュリティの監査などを委託して行っていたりするのですが、そういったときにはプライバシー

マークの取得や、同種の知識を持った事業者さんをお願いをしたりという場合もあるのですけれども、一律してこの契約の場合には資格の取得を求めるといった、そういった規定はございませんので、今回の場合は、社会福祉協議会に委託させていただいております。

(会長) 他には、いかがでしょうか。

(委員) この対象者の話で、調査の対象者の問題なのですけれども、8ページのところで、「業務の流れ」、「ア 対象者」として、(ア)(イ)(ウ)がありますけれども、(ウ)の、「その他市が状況の把握を必要と認める者」というものがあるのですが、これは非常に漠然とした規定なのですけれども、具体的にはどのようなことを想定されているのでしょうか。

(子ども家庭支援課長補佐) こちらの「その他市が状況の把握を必要と認める者」の内容でございますが、この事業につきましては、もともとコロナによって外出自粛が増えて、見守りの機会が減るところの課題を解決するための事業となります。対象となる方は、もともと孤立しがちなところがありますので、多胎児で外出機会が減っている方のほか、感染症の不安が高くて外に出られない方、また、外国籍でもともとコミュニティの中で生活することがうまくできない方など、そのような方々を母子保健の事業の中で把握していますので、そのような方々を対象に、孤立しがちで様子を見に行き、育児ストレスを抱えている方はいないか、問題が大きくなる前に何か対応できないか、そういうところの方たちを対象として、「その他市が状況の把握を必要と認める者」という形で記載させていただいております。

(委員) ただ、それだとほとんど規定として意味のない、市が認めた者は通るという規定ですので、そうすると、とても対象者の限定にならないのかなと思うのですけれども。

(子ども家庭支援課長補佐) 説明不足で申し訳ございません。この対象者が上がった場合は、子ども家庭支援センターの会議がございますので、そちらのほうで対象となるかどうかというところを検討しまして、そちらで対象を決めていく状況になりますので、職員によってスクリーニングをかけ、検討していくものとなります。お答えになっているか分かりませんが、そのような状況でございます。

(委員) ただ、それをもう少し文章化して、何か明確にして文言を書かないと良くないですね。

(委員) すみません。そもそも私はよく分からなかったのですけれども、まず個別訪問するのですか。そうすると、対象者を市のほうで絞り込ん

で、いきなり個別訪問していくみたいな感じですか。

(子ども家庭支援課長) そうですね。いきなりというパターンもあります。

(委員) 電話をしてから。

(子ども家庭支援課長) そうですね。電話番号を把握できていない方も想定できますので、基本的にはご自宅へ訪問させていただいて、趣旨を説明させていただき、この事業に参加するか、しないか確認をさせていただいたうえで判断していくという形になります。

(委員) なるほど。そのときに、もし参加するのだったら、この12ページの個人情報取扱同意書をとるということになるのですかね。では個別訪問の後に、具体的にやっている活動というのは、ちょっとまだ良く見えなかったのですけれども、その辺は具体的にどんなものがあるのでしょうか。

(子ども家庭支援課長) まず参加していただく方につきましては、支援プランを作成させていただきまして、その方の家庭の状況に応じてですとか、それから子どもの環境に応じて、回数等が異なってきますけれども、支援プランを作成させていただいて、家庭訪問する中で、困りごとなどを聞いて、近況の生活状況などを把握させていただいた上で、それぞれの困りごとに応じた支援を、関係機関と調整しながら進めていく状況でございます。

(委員) 例を見たのですけれども、例えば13ページなどで、内容として「1週間に1回訪問し食事提供依頼」があって、それは本当に応じるのですか、市が。

(子ども家庭支援課長) そうですね。1週間に1回というのは、最初に訪問させていただいたときのプランでどう変化するかというのはあるのですけれども、食事に関しては必要に応じた提供ということになります。必要なければ提供しないという家庭もいるかなと思っております。
先ほど支援が必要でない家庭については、期間は空いてくるのかなと、年に1回ですとか2回ですとかという感じになってくるのかなと。

(会長) これは割合と、ほかの市とかでもやっている事業なのですか。

(子ども家庭支援課長) この事業につきましては、国のほうの事業を活用させていただいて、補助を受けながら進めていく事業になっております。それぞれ自治体で支援の形が異なっておりまして、本市においては、どこの機関

にも属さないような子どもたちの把握が十分できていないということもございまして、その方を中心として、市が進めていくような内容で進めていきたいと思っており、ほかとは少し異色であるかなと認識しております。

(会長) 分かりました。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

(委員) いいですか。3ページの資料1のところを見ると、収集する事項、情報として、やはり「病歴その他の個人の心身に関する事項(子どもと親の既往症・子どもと親、兄弟の障害の有無(発達障害など含む))」とありますが、具体的には生活の状況というよりも、こういう病歴とかを収集することになる、親が。この事例だとうつ病というのがあるけれども、いろいろな精神疾患とか、そのような情報を把握するということになるのですか。家族、子ども、親も。

(子ども家庭支援課長) そうですね。支援を進めていく中では、こういった情報というのは必要でして、それに伴って必要に応じた支援プランを考えていくことになっていきます。生活状況や物理的な障害の状況、それから精神的な状態を把握して、そういったものを加味しまして、何がふさわしいかというところを検討させていただいて、支援していくという流れになっていますので、非常に大事な情報と位置付けております

(委員) 恐らく色々な情報を入れるのだと思うのですね。生活状況全般で。こういったものも触れなくて、例えばお子さんがアレルギーを持っているとか、そういうことが分からないと、食事も思うように支援ができないと場合があるから、機微情報は増えますよね。

(委員) 子どもの見守りというのは、親からの虐待から守るとかそういうものも含まれる。そうですね。

(子ども家庭支援課長) そうですね。まずどこの機関にも属さないような子どもに関しては、全く情報がないので、そういったことも考えられると思っておりますので、そういったところもきちんと見極めながら支援を進めるような流れになるかと思っております。

(会長) ほか、いかがでしょうか。

(委員) 個人情報ということで、なかなか家庭に入るということは難しいのですよね。民生委員をやっていましたけれども、聞きたい、でも聞けないという、そういうこともありましたし、各行政機関が、社会福祉協議会というのはいろいろな情報が入ってきますので、協力をして進めていただくといいかなと思います。

(会長) ごめんなさい、ちょっと些細なことなのですけども、これは社会福祉協議会に、少し言葉は悪いですけども、ほぼ丸投げしていて、市の職員の方が直接見守りとかの担当はなさらないのですか。そういうのはなさらないですか。何かちょっと分からないのですけれども、予算的には結構低いのだなと思ったのですけれども、300万円ぐらいでできるようなことなのでしょう。

(子ども家庭支援課長) まず補正予算で組ませていただいているので半年分ということがございます。社会福祉協議会につきましては、日頃から要保護児童対策地域協議会の関係でもご協力を頂いているところでございますし、それから日頃から見守りをいただいている事業を支えていただき展開しているところでございますので、そういったところからも、間違いがない対応をしていただけたらと思います。そういったところも含めまして、社会福祉協議会がふさわしいという判断をさせていただいております。丸投げということではなくて、最初に訪問させていただくのは、市の職員が訪問させていただいて、状況を確認させていただきます。その後、社会福祉協議会のほうの担当と協議を進めさせていただいて、情報共有しながら支援プランの内容を調整・精査して、支援を進めていくというような流れでございます。

(会長) ありがとうございます。

(委員) いいですか。この審議会の話とちょっと違うと思うのですが、ちょっとお聞きしたいのですけれども、私は自治会でやっていますので、よく子どもの問題を目にするのですが、そういうときに、現状としては、私は地域包括支援センターとのコネクションが一番多いのですね。子どもの問題というのは、社会福祉協議会やコーディネーターなど、どちらに連絡したほうがよいということになるのですかね。

(子ども家庭支援課長) そもそも社会福祉協議会、お年の方ですとかを支援していくイメージが大きいかと思うのですけれども、そこはこの事業を展開する中で、社会福祉協議会としても、強調できてくるのかなと思います。社会福祉協議会での立ち位置ということにはなると思うのですけれども、子どもの事業を展開している中でのPRになってくるのかなと思いますし、あとは市のほうで、この事業を展開する中で、どうしても先ほど申し上げたとおりで、どこにも属さないような子どもがいらっしゃいますから、その見守りの強化というのは、十分進めていかなければならないと。加えて、コロナ禍において、なかなか外へ出たがらない状況もございましたから、そういったところも含めて、強化を進めていける事業かなと思います。

(委員) そうすると、一応、この事業が実施されるわけですね。実施して個人を指導、先ほどのプランを作ってくれるというときに、そこから

漏れる方が出てきたら、恐らくそういった方はほとんど自治会へ来るのです。そういう場合に、どこに連絡するかというのがいつも迷うところなので、今後はどこに連絡すれば良いのか確認したかった。

(子ども家庭支援課長) 分かりました。地域包括支援センターの活用ということもあろうかと思うのですけれども、子どもの関係ですと、子ども家庭支援センターたちの方が好ましいと思います。もちろん、社会福祉協議会でも見られないということではないので、活用していただいてよろしいかと思うのですけれども、子どものことでしたら、たちにご相談いただくのがいいかなと思います。

(委員) それと、もう1つ、経路としては児童委員がありますよね。

(子ども家庭支援課長) 民生委員さん。

(委員) 民生委員さんとは別の方の、そちらの経路もあると思うのですが、そちらの経路は現実的に、私のところだけかもしれませんけれども、あまり機能しているように見えないのだけれども。

(子ども家庭支援課長) いや、決してそんなことはございませんで、日頃から私どものほうの子ども家庭支援センターたちと、それから民生・児童委員の方々との連絡会がございますので、そういった方々からの情報提供とかは日頃からしっかりございます。

(委員) 状況は分かりました。今、私が質問した理由は、セキュリティのレベルが大分違うのですよ。自治会と民生委員でどこまで公開するかというのが結構明確に切られています。という話があるので、例えば自治会が知らないことでも、民生委員さんは全部把握しているという形になって、だけど公開できませんというのは結構多い話です。どこに話を持っていくかというのが結構重要といいますが、いつも迷っているというところでは、これは、審議会とちょっと外れます。

(会長) ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

(委員) 11ページの「事業実施イメージ」のところなのですが、この真ん中の支援プラン作成というのは恐らく、13ページのものだと思いますけど、子ども家庭支援センターで情報収集するというのですが、そのときのデータと、この支援プランのデータというのは同じものなのか、それとも支援プランとして作成する、ちょっとその辺をお伺いしたいのです。要は、情報は同じなのか、その中から抽出して出しているのかという点でございます。

(子ども家庭支援
課長)

まず訪問させていただき、個人情報収集させていただき、お困りごとを含めて聞くわけですが、それを基にして支援プランを作成させていただきますので、同じと理解していただければと思います。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(委員) 私にはこの子どもの見守り事業というのが、子どもへの行政サービスという面の制度なのか、それとも親の監視という制度なのか、ちょっとよく分からない感じという印象を受けます。13ページの支援プランにあるような、お母さんが鬱でとかいうパターンだと、特に問題ないのだと思うのですが、親が問題になっているといいますが、子どもがなかなか学校にも行けないとか、そのときに親が行政の介入を嫌がるのがよくありますよね。そのときに、特に親が何か障害を持っているのかとか、精神疾患があるのかとか、そういうことになると、なおさら親は口を開かないと思うのです。

この制度が、児童相談所がやるような、その支援的な制度としての面もあって動くのか、要するに親から子どもを守るというあれなのか、そうすると、親からすると、やはり親は親で自分のそういう病歴とかを隠したい人は隠したいかもしれないですよね。この同意を得るというのは、親の同意という同意書となるのですかね。そうすると、同意を得られない家庭には、やはりもうそれ以上は踏み込めないということになるのでしょうか。

(子ども家庭支援
課長)

まず、見守りを強化する事業でございますので、決して児童相談所と連携してということではないです。ただ、もともと児童相談所と連携させていただきながら支援を進めているというのも中には含んできます。そういったところでは関連性というのはあるとは思いますが、基本的には見守りを強化する事業で、まず親の同意はもちろんそうなのですが、親の同意については、子どもを監護する親の立場として、見守りに対して同意を頂くところです。確かに拒否をされるような家庭もいらっしゃると思うのですが、支援を進めていく中でもそういうご家庭がございます。ただ、例えば市と決裂するとか、社会福祉協議会とは決裂しないで進められるとか、児童相談所に直接結び付けるのではないかとこのことを心配される方もいらっしゃるから、連携先は社会福祉協議会ですよという形で、良い形で流れに乗ってこられるのかなと思っておりますので、そういったところでは、順調に進んでいくのかなと思ってはございます。

(委員) でも、親の同意を得られる範囲での事業ということですか。

(子ども家庭支援
課長)

そうですね。もちろん、同意が得られないのであれば、支援のほうは進められないので、ご家庭に入るのはちょっと厳しいかなと思って

おりますけれども、地域の方の見守りも含めて、何らかの形で強化はしていきたいと考えております

(会長) ほか、いかがでしょうか。そうしましたら、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長) では、承認ということをお願いいたします。
そうしましたら、続きまして、同じく収集禁止事項の収集のうち、「新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者支援事業」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(広報課長補佐) それでは続きまして、N . 3の「新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者支援事業」の収集禁止事項を収集する事務についてご説明させていただきます。24ページをお願いします。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の診断を受けて自宅で療養する方及びその家族のうち希望者に対し、日常生活を送る上で最低限必要となる食料品等の提供支援を行うものであり、その実施に当たって、希望者の心身に関する情報を収集することが、府中市個人情報保護に関する条例第8条の収集禁止事項に該当するため、収集の可否を諮問するものです。

また、今後の急激な感染拡大に伴う自宅療養者数急増による支援ニーズの高まりに備え、より迅速な支援につなげるため、東京都から新型コロナウイルス感染症陽性者等の個人情報の提供を受けることが、条例第8条の収集禁止事項に該当するため、収集の可否を諮問するものです。

3ページにお戻りください。N . 3の「新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者支援事業」の収集する収集禁止事項の対象となる個人の範囲は「事業利用者」、収集する禁止事項は「新型コロナウイルス感染症関係の病歴、濃厚接触者情報」でございます。これらを収集する理由は、新型コロナウイルス感染症の診断を受けて、自宅で療養する方及びその家族においては、東京都が設置している自宅療養者フォローアップセンターから配食等の支援を受けられますが、感染症の感染拡大期であった8月下旬から9月上旬にかけては、同支援を受けるまで一定の日数を要していたことから、本市単独の取組として、「自宅療養者等のうち希望する方に対し、東京都からの支援を受けるまでの間、日常生活を送る上で最低限必要となる食料品等の提供支援を行うため」でございます。

また、本事業においては、今後の急激な感染拡大に伴う自宅療養者数急増による支援ニーズの高まりに備える必要性があり、本事業を拡充する観点から、東京都の取組との連携を図りつつ、東京都から本事業の支援に必要な範囲で自宅療養者等の個人情報の提供を受けるとと

もに、市から能動的に対象者へアプローチすることで、支援を必要とする方に適切かつ迅速な支援が行えるよう図ってまいります。

収集禁止事項の収集の可否につきまして、ご審議いただきますようお願いいたします。なお、本事務につきましては、緊急的に今年8月末から実施しているものですが、本審議会への諮問がなされていなかったものであり、諮問が事後になってしまいましたこととお詫びいたします。

(会長) どうもありがとうございました。そうしましたら、委員の皆様からご質問、ご意見等をお願いいたします。

(委員) こちらの事業は、25ページの(2)の概要に書いてある、その法律に基づいてやっているということなのですか。これは今回、東京都のほうの条例で何か決まっていたりするのですか。どういう仕組みになっているか、教えていただきたいと思います。

(健康推進課長) まずこの新型コロナウイルス感染症は、感染症法上、感染者の情報は東京都が調査の上、医療機関からの情報も把握して、都が精査して、区市町村ごとの感染者数であるとか、そういったところを把握するという意味では、この感染者の法律の中に示されているというのが、この25ページの概要の「連携の一環」というこの手前のところまでは、いわゆるサーベイランスと言われるその情報を都道府県が把握することになってございます。府中市の場合は、多摩府中保健所が6市の情報をそれぞれ、住所地ごとの情報を把握している状況でございます。

今回お示しするものについては、感染者の拡大に伴い、この資料の33ページでございしますが、9月16日付で東京都のほうから同意書を提出することにより、自宅で療養をされる、いわゆる自宅療養や医療機関になかなか入れない方の生命また状態の把握というところも踏まえて、市町村ごとにそれぞれ都としての動きとして同意書を提出したところに限り協力をお願いしたということがございまして、こういった流れになったと申し添えさせていただきます。

(委員) それでしたら、府中市の個人情報保護条例の8条にいうただし書きのところには当てはまるのではないかな。法令の定めがあるときはこの限りではないというのが当てはまるような気がするのですが、これは違うのでしょうか。やはり今のこの審議会を経なければいけないと判断するところですか。

(広報課広聴担当主査) 今ご質問いただきました、法令に定めがあるとみなすか否かというところは、庁内でももちろん議論させていただいたところでございまして、感染症法の中で市区町村と都道府県とが連携に努めることとするといった規定がございまして、この連携という言葉、個人情報の

提供までを含むものとして解釈をしていいのか議論したところで、今回はその言葉だけで個人情報の提供までを全て認めていると解釈するのではなくて、この審議会の中で改めてご意見頂いたほうがより適切ではないか、新型コロナウイルス感染症に罹っていることは非常に機微な情報でございますので、ご意見を頂いたほうが適切ではないかということ整理させていただいたところでございます。

(会長) ほか、いかがでしょうか。

(委員) この件なのですけれども、既に行われているということなのだけれども、これも先ほどと同じような感じで、自治体はシルバー人材センターさんに委託しているという解釈でよろしいのでしょうか。シルバー人材センターさんは個人情報を扱う資格があるというのは理解していますので、そういう流れということで。実際は宅配というか、そういうものをシルバー人材センターさんに依頼しましたよということの審議なのではないでしょうか。そういう意味ではなくて、全体的な話なのではないでしょうか。

(健康推進課長) まず今回の審議会に諮るということは、市の情報把握の経路として、自宅療養者になっているとか、そういった形で、東京都から提供される情報に加えて、今度はその自宅療養者となった方で、例えば、一人暮らしで自宅療養期間に支援をしてほしいという希望者がシルバー人材センターに食料品の宅配を依頼するという、2つの経路がございます。自宅療養者全ての情報がシルバー人材センターに行くわけではなくて、その中で一定の期間、支援者もおらず、食料支援を希望する方の情報がシルバー人材センターに行くということと、市では、都から対象者全体の情報を得るといって、2段階の仕組みになっているということをお知らせさせていただきます。

(委員) ありがとうございます。

(委員) いいですか。確認しますけれども、今までの話を聞いていて、諮問の内容が2つあって、1つは過去に済んでしまったこととなりますね。8月下旬から9月上旬までに漏れた人たちにサポートしたという話。第6波の、今後も同様に、もしずれが起こるような場合は、府中市も独自でそういう食料のサポートなどをしますということも含む。だから2点と考えて良いか。

(健康推進課長補佐) 今のご指摘のとおりでございます。現状の第5波等の中で、保健所の機能が果たせなかったところに、補完的に区市町村として、他市も結構行っている事業なのですが、食料支援を行うというのが基本的なスキームでございました。第6波に備えてということにつきましては、東京都からあらかじめ陽性者情報の提供を受けられることにな

ったことも踏まえまして、今までは取り残されてしまっていた自宅療養者の方等がいたということが社会問題になってございましたので、第6波はそこを救えるような形で、この情報の活用については図ってまいりたいと考えております。

ただ、その状況、状況でいろいろな支援の在り方があるかと思えますので、まずは東京都から陽性者情報が迅速に来る、そのスキームが構築されたというのが、現状の一步進んだところと捉えていただければと考えてございます。

(委員) ありがとうございます。

(会長) すごく細かいのですけれども、先ほどの話ですと、取りあえず市が集めた情報を、シルバー人材センターに提供するのですよね。それはないのでしたか。

(健康推進課長補佐) 先ほど資料のご説明も兼ねての説明になるのですが、当初、東京都からこの陽性者情報の提供というのは得られていないというところからまずスタートした事業でございまして、当初はやはり市民の方から希望する方がまず連絡を頂かないと、市としても陽性者情報を把握していないということが前提でございました。シルバー人材センターの現状の事業としては、あくまでも希望者がシルバー人材センターの受付に電話をしてきて、シルバー人材センターの、要は陽性者情報に当たるようなことを提供して良いという本人のご同意があった上で、事業への希望をご連絡いただいているものになってございます。あくまでも希望者の情報は、支援を求めている方からシルバー人材センターに提供されるもので、市からシルバー人材センターに提供しているということは、現状ございません。

(会長) 希望があればやるのでしょうか。

(健康推進課長補佐) そうですね。あくまでも自己申告制という形で、希望者へのご支援の提供となっているものとなってございまして、それは第6波のご説明させていただいたところでいうと、プラス、東京都から陽性者情報があらかじめ市に提供されれば、今申し上げたシルバー人材センターの支援事業に関しても、拡充していけるのではないかと、そういったことで、現状、今後を見据えて体制を構築したというところでございます。

(会長) いやいや、大体言っていることは分かるのですけれども、私が聞きたいのは、だから同意があるうがなかるうが、市から情報提供が行く場合があるのですよね。

(健康推進課長) そうですね。今後については想定しております。

補佐)

(会長) 今後ですか、それは。

(健康推進課長補佐) はい。現状、まだその運用は行っておりません。

(会長) では、シルバー人材センターが直接得ているのですか。100%。

(健康推進課長補佐) そうです。

(会長) 分かりました。ほか、いかがでしょうか。

(委員) このコロナの問題では、いろいろな話がよく市長のフェイスブックなどでも流れてくる。それで、府中市の場合は、保健所だとかが全部東京都で、言い方は悪いけれども、押さえられているということで、たしか町田と八王子は違うという問題があって、それもここら辺に影響しているということですかね。つまり情報が遅いということですよ。そういうので遅れてきているので、対応がとれないので、そういうことを実施したということになるのですかね。

(健康推進課長) 1年前のコロナが罹り始めた当初の時期の情報の取扱いは、委員から今出たように、保健所をもともと設置している中核市であるとか政令市は、自分のところで調査した情報をそのまま市としても把握できているので、感染者情報の報道の仕方がより具体的に示されていることがございました。

府中の場合は、多摩府中保健所が福祉圏域の中の1つの市としてということになるため、当初の頃は、年代すらというか、数しか来ていませんでした。住んでいるところによっては何歳代が何人ということも載っているのに、情報の取扱いが異なっていることで苦情のお電話をいただいていた状況でした。徐々に市長からの要望であるとか、各基礎自治体の住民の声というものが反映されて、年代や療養者の数についても示されるようになったというところです。

ただ、どこまで課題として捉えるかというところでは、保健所機能の在り方というところもございます。

(会長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、承認ということで認定いたします。

(異議なし)

(会長) これですべての内容の諮問が終わりまして、次に議題2の報告事項、アの「個人情報取扱事務届出の一覧について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

(広報課長補佐) それでは、報告事項アの「個人情報取扱事務届出の一覧について」、事務局より説明させていただきます。

それでは、34ページをお願いいたします。資料3の報告事務一覧表について、「新たに目録に追加する事務」、「目録から削除する事務」及び「既に届け出た事務の内容を変更するもの」がございますので、ご報告させていただきます。

内容の説明の前に、恐れ入りますが45ページをお願いします。こちらが府中市個人情報の保護に関する条例第9条、一番下でございます9条を御覧ください。こちらの条文は、実施機関が個人情報を取り扱う事務について明らかにし、自己の個人情報の開示請求等に資するため、届出を目録として記録し、市民の閲覧に供することを定めたものです。

第1項で、実施機関は継続して行う個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、市長に届けること。46ページでございます第3項で届けた事務を変更、廃止したときは市長に届けること。第4項で、当該届出について市長は審議会に報告すること。第5項で目録を作成し、一般の閲覧に供することが定められております。本報告はこの規定に基づくものでございます。

恐れ入りますが、34ページにお戻りください。こちらは令和2年度における報告事務一覧でございます。本来であれば昨年度内に報告する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大により審議会が中止となりましたことから、今回において報告させていただきます。

それでは表の「新たに目録に追加する事務」を御覧ください。詳細な説明は省略させていただきますが、N . 40、N . 41、N . 42は、令和3年度の事務で、本日諮問させていただいたものとなっております。そのほかの事務については、事業開始に伴い申請者等の氏名、住所、電話番号等の個人情報を取り扱うものなどがございます。なお、今回の審議事項以外の今年度における報告事務につきましては、改めて取りまとめて、今年度内の、次回の審議会にて報告予定でございます。

続きまして35ページをお願いします。表の目録から削除する事務につきましては、事業の統合や廃止のため削除するものでございます。この追加、削除により、目録への掲載は633事務になる予定でございます。

次に下段の表の、既に届けた事務の内容を変更するものにつきましては、23事務ございまして、事業内容の変更に伴う修正、法改正に伴う修正などがございます。

以上、簡単ではございますが、説明は以上でございます。

(会長) ありがとうございます。質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

(会長) では、そうでしたら、次に進みたいと思います。続きましてイの「前回諮問事項に係る状況報告について」のうち、「公園等防犯カメラ設置及び運用事務について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

(広報課長補佐) それでは報告事項イ、前回諮問事項に係る状況報告のうち、「公園等防犯カメラ設置及び運用事務について」、事務局より説明させていただきます。36ページをお願いいたします。

この事業は、令和2年度第2回府中市情報公開・個人情報保護審議会に諮問いたしました事務で、市立公園のうち2施設において、ごみの不法投棄等対策の目的から、防犯カメラを設置するものでございますが、その答申においていただきました条件の対応について、ご報告をさせていただきます。なお、条件はいずれも取扱基準に関するものでございます。

1つ目の「取扱基準の設置目的を明確にすること」につきまして、37ページの「市立公園等防犯カメラの設置及び管理運用に関する取扱基準」第1条の2項を追加し、その設置目的を明らかにするよう対応いたしました。

2つ目の「映像を確認する際の手続きを明確にすること」につきましては、38ページの同取扱基準第7条、映像に係る措置を追加し、閲覧制限措置などを講じることによる映像の適正管理及び漏洩防止の努力義務を設け、映像の取扱いに関する安全管理対策を明確にするよう対応いたしました。

次に、実施後の運営状況につきましては、担当課からご報告させていただきます。

(公園緑地課長補佐) それでは運営状況につきまして、公園緑地課からご報告いたします。恐れ入りますが、39ページを御覧ください。

39ページは、設置した美好町第3公園と、次の40ページでございますが、朝日町第2公園の平面図にカメラの設置場所を記載した資料でございます。カメラは令和2年の5月に設置をいたしました。

次に41ページをお願いいたします。こちらは設置したカメラの実際の画像でございます。次に効果等でございますが、2施設とも清掃等で活動していらっしゃいます市民の方々から、不法投棄等が減少したというご報告は頂いております。不法投棄の減少には一定の効果があるものと捉えております。なお、映像を実際に使用したという事例はございません。

(会長) ありがとうございます。そうでしたら、質問等ございましたら、お願いいたします。こちらもよろしいでしょうか。

(質疑なし)

(会長) そうでしたら、これはないようでしたら次に進みたいと思います。

議題3ですね。「その他」としまして、「個人情報保護法の改正について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

(広報課広聴担当
主任)

それでは「その他」の事項ア、「個人情報保護法の改正について」、事務局より説明させていただきます。42ページを御覧ください。

そのうち、番号1番「従来の個人情報の体系」を御覧ください。こちらは、従来の日本の個人情報保護制度の体系図でございます。日本の個人情報保護制度、こちらは基本的には個人情報保護法により規定されておりますが、個人情報保護法は民間部門についての取扱いを規定するものでありまして、公的機関に対しては、理念的な部分を除き適用されておられません。そして、国の関係機関、独立行政法人、各地方自治体においては、それぞれ個人情報の保護に関する根拠規定を設けておりまして、それぞれ異なることから、個人情報の定義とか、その取扱いまで段階ごとに異なる状況でございます。

番号2に進みまして、これら複雑な法体系から様々な課題が生じておりまして、1つは地方自治体がそれぞれ独自に条例を定めておりますことによる地方自治体の数だけルールが存在するという、いわゆる2000個問題がございます。また、国際基準への対応としましては、EUではGDPRというEU全体の統一した個人情報のルールがございます。個人情報法の整備が整っている国に対しては、十分に認定というものを発行しまして、円滑にお互いの業務が進められるよう規制を緩和しているという体制がとられております。しかしながら、日本の法的機関においては、この十分に認定が得られていないという状況でございます。

このような経緯から、法体系の再整備の必要性が議論され、新法が成立し、地方自治体に影響のある条文、こちらは令和2年の春頃までに施行される予定となっております。

番号3番を御覧ください。こちらは新しい法体系図でございます。新法では、法的機関に対しても個人情報保護法が直接適用されることになり、国内の公的機関は個人情報の定義など統一した考えに基づいて、個人情報を管理することとなります。

最後に番号4番となりますが、法改正に伴う本市の主な影響につきましては、まず条例改正が必要となること。また、個人情報の取扱いに関する判断が、個人情報保護委員会に一本化されること。また、収集禁止事項の規定などがなくなることから、当審議会の存廃を含め在り方について再検討を行う必要がございます。

このように、法体系の一本化に伴い、現行の条例との乖離や実務での整理、これらが必要になりますことから、当市におきましては、現在ところそのギャップを見極めつつ、今後、国が実施する予定である地方自治体向けの説明会、ガイドラインの提示、こちらを踏まえて対応を進めてまいりたいと考えております。

以上で、個人情報保護法の改正についての簡単な説明を終了させていただきます。

(会長) ありがとうございました。ガイドラインはまだ出ていない、まだですね。

(広報課広聴担当
主任) まだです。

(会長) ご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。
審議会がなくなってしまうかもしれないのですよね、そもそも。

(広報課広聴担当
主査) その点も含めて改正に当たりましては、審議会の皆様のご意見を
いただきたいと考えております。方向性については、どうすべきかを
検討している最中でございます。

(委員) 情報公開だけ残るという可能性もありますか。

(広報課広聴担当
主査) そうですね。この審議会は、情報公開と個人情報保護の審議会でご
ざいますので、情報公開のほうは今回法改正等されておりませんの
で、そういった意味では機能としてこちらだけが残るのか、また、個
人情報保護についても、今回お諮りさせていただいたような収集禁止
事項ですとか、オンライン結合の制限ですとか、様々な独自の規定を
設けていまして、典型的に諮問させていただいているのですけれど
も、そういった規定がなくなります。また、諮問することは今のところ
許容されないということ、個人情報保護委員会から言われている
ところです。ただ、最終的には、報告機能としては残すことは可能か
どうか、また、やはり皆様からご意見をいただいて、そういう機能を
残す必要があるのかどうか、また、それがそもそも許容されるのかと
いうことも、今後ガイドラインや、説明会がちょうど今月末にあると
いうことで通知があったのですけれども、そういったところを見なが
ら考えていったうえで、条例改正に当たっては、しっかりと皆様にお
諮りをさせていただき、案を決めてまいりたいと考えております。

(委員) 情報公開の議案はなかったですね、私が担当している間は。

(広報課広聴担当
主査) 確かに情報公開の方は、こういった典型的に諮問するような規定は
ございませんで、公文書の開示請求は、府中市は近隣市と比べると多

く件数を頂いております、かなり内部では議論させていただいているのですけれども、諮問させていただくというところまでは、今のところはないです。

(会長) 地方公共団体で、情報公開の方は、要するに審議会を通すとなっていないのですよね、ほとんどどこも。なっていないくて、だからもし不服があったら、行政処分は行われるから、不服審査法で対応できるという形ですよね。我々が扱った情報公開に関する審議件数は1件もないと思うのです。本当はいっぱいあると思うのですよね。不開示の決定が妥当かとか、審議しようと思えば山ほどあると思うのですけれども、やっていたら大変ですよね、確かに。分かりました。

(委員) 今後、個人情報保護に関する府中市としての取組というか内容というのは、恐らくこういう話なのでしょうけれども。ただ、かなり大まかに言っているの、具体的にはどんな流れになるのですか。この審議会がなくなるかなくならないかというお話がありましたけれども、そういう話もあるでしょうし、流れとしては、この審議会がどうのというのではなくて、府中市の流れとしては、この辺りに書いてあって、民間と行政がある意味同じような枠組みの中に入ってくる形ですね。以前、話が出たときには、例のカメラの話でも、民間が設置する場合には全然関係なくて、行政が設置する場合には枠がこのようなあるというのは、すごく矛盾があったということですよ。そういう問題もこれでいくと解決するような方向に行くのですか。

(会長) 地方公共団体の審議会は、同じようなことをやっているのですよ。これはもう典型的な二重行政で、もう要するに議論がほとんど一緒なのです。地方公共団体の事務って、もちろん独自のものもありますけれども、国から落とされてやっているものがすごく多いのですよ。そういった事業についても一々地方公共団体に落とされているので、それをまた審議会にかけるのですけれども、結論はやはり一緒なのです。制度が一緒、問題点も一緒ということが多いにもかかわらず、各地方公共団体でやっているの、そこに莫大なお金がかかっていると言っても過言ではないので、その部分をなるべく、法律を一本化してしまえば、その解釈は、個人情報保護委員会のほうで責任を負って、あとそこで抱えている審議会で責任を持ってやると一本化されるので、ある程度の整理ができると思います。

ただ、ではその地方公共団体が全く独自に何も個人情報の取扱いについて出てこないかとはもちろん言い切れないので、やってみないと分からないところはあると思うのです。だから恐らくこの法律も、読んでもすごく曖昧で、将来的に地方公共団体がどうするかというか、何か大枠では一応縛りが入ってくるのですけれども、具体的なところは見えないのですよ。だから、私は最初に個人情報保護委員会のガイドラインを出しているのですかということをお願いしたのですが、

なかなか大変で、恐らくそこら辺がまとまっていないのだと思うのですよね。本当のことを言うと。ですから、ちょっと見通しが分からないですけども、監視カメラについては、やはり全国で同じ議論がされていますので、それが結局、国として本当は指針を出したほうが早いのですよ。それを全部、各地方公共団体でルールを作って審議会にかけてとやっても、永久に二重行政が直らないという感じがしたので。結構多くの専門家の人は、この一本化自体は歓迎していると思いますが、規定はかなり緩いので、私は全然、不十分だなと逆に思うのです。だから地方公共団体はどうしたらいいか分からないということですが、一歩先には進んだかなという気はするのですよね。

(委員) 逆にいうと、審議会じゃなくて監査会みたいなものが必要になってしまうのではないですか。要は民間だと、定例監査がありますよね、そういうものが導入されると、とんでもないことになってしまうと思うのですけれども。

(会長) おっしゃっている意味は分かります。要するに、審議会が今まで、もしかしたらですけども、ある程度個人情報の適正な取扱いのために、ある程度間接的に抑制になって機能していたという部分があるとは思っているのですよね。そういった意味では、審議会はもちろん一定の機能を果たしてきたと思うのですけれども、審議会よりも、今おっしゃられたように、本当はもうちょっと具体的な第三者の監査が、2、3人できちんとしてくれるものがあるほうが恐らく実効的だと思います。結局そうじゃないと、基本的には市側が、これどうですかと上げてくる案件を見るだけですので、もしかしたら漏れがあるかどうか我々は全然分からないわけですよ。だから、実際問題、審議会はなかなか受け身で、本当に上がってきた資料を上げるだけなので、個人情報保護に本当に資しているかどうかというところは、実はちょっと問題あると思います。むしろ、ちゃんとした専門家が入って、恐らく2、3人の方がきちんとして見るというシステムのほうが、私は長けているとは思っています。

(委員) 2、3人で済みますかね。

(会長) 分からないです。何を見るかですよね。技術的な細かいことを見ると、恐らくもっともっと必要になると思います。でも、その技術面も、結局大きい事業はできるところに限られています。ともあれ、審議会はなくなっていく方向に本当はなってもおかしくないと思います。すみません。ほか、よろしいでしょうか。

(質疑なし)

(会長) それでは、これをもちまして本日の審議회를閉会といたします。あ

ありがとうございました。